

佐賀県立学校職員安全衛生管理規程（平成11年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(衛生管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、衛生管理者選任報告書（様式第1号）により、<u>佐賀県人事委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(産業医等)</p> <p>第7条 学校に法第13条第2項に定められた要件を備えた産業医又は健康管理医（以下「産業医等」という。）を置く。</p> <p>2 産業医等は、校長が、<u>当該学校の学校医（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医をいう。）のうちから1人选任する。</u></p> <p>3 校長は、<u>産業医等を選任したときは、遅滞なく、産業医等選任報告書（様式第3号）により、法第13条第1項の規定の適用を受ける学校にあっては佐賀県人事委員会に、その他の学校にあっては教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 産業医等の職務は、職員の健康管理その他の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項に規定する事項とする。</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、衛生管理者選任報告書（様式第1号）により、<u>教育長</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(産業医)</p> <p>第7条 学校に法第13条第2項に定められた要件を備えた産業医（以下「産業医」という。）を置く。</p> <p>2 産業医は、校長が<u>選任し、教育長が委嘱するものとする。</u></p> <p>3 校長は、<u>産業医を選任しようとするときは、産業医選任報告書（様式第3号）により、教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 産業医の職務は、職員の健康管理その他の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項に規定する事項とする。</p>

改正前	改正後
<p>5 産業医等は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項に規定する事項について、校長に対し必要な勧告をすることができる。</p> <p>( 衛生委員会 )</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 産業医等</p> <p>(5) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>( 受診の勧奨等 )</p> <p>第12条 校長は、心身に疾患の疑いのある者を発見した場合には、産業医等と協議し、受診の勧奨等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>( 健康相談 )</p> <p>第13条 校長は、職員から健康について相談を受けた場合には、産業医等と協議し、適切な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>( 健康診断の種類 )</p> <p>第15条 略</p> <p>2 校長は、健康診断の実施に当たっては、必要に応じ、産業医等と協議しなければならない。</p> <p>( 健康診断の判定結果の通知 )</p> <p>第20条 職員の健康診断を実施した産業医等は、その健康の状況を</p>	<p>5 産業医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項に規定する事項について、校長に対し必要な勧告をすることができる。</p> <p>( 衛生委員会 )</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 産業医</p> <p>(5) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>( 受診の勧奨等 )</p> <p>第12条 校長は、心身に疾患の疑いのある者を発見した場合には、産業医と協議し、受診の勧奨等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>( 健康相談 )</p> <p>第13条 校長は、職員から健康について相談を受けた場合には、産業医と協議し、適切な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>( 健康診断の種類 )</p> <p>第15条 略</p> <p>2 校長は、健康診断の実施に当たっては、必要に応じ、産業医と協議しなければならない。</p> <p>( 健康診断の判定結果の通知 )</p> <p>第20条 職員の健康診断を実施した産業医は、その健康の状況を判</p>

改正前	改正後
判断し、その判定の結果を校長に通知しなければならない。 2 略	断し、その判定の結果を校長に通知しなければならない。 2 略

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

衛生管理者選任報告書

所属名				所在地			
職員数	男	人	女	人	計	人	
氏名					職名		
参考事項							

年 月 日

学校名  
校長



佐賀県教育委員会教育長 様

- 備考
- 1 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。
  - 2 衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

衛生推進者等選任報告書

所属名			所在地			
職員数	男	人	女	人	計	人
氏名					職名	
参考事項						

年 月 日

学校名  
校長



佐賀県教育委員会教育長 様

備考 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。

様式第3号（第7条関係）

産業医選任報告書

学校名			
職員数	人		
氏名		診療科目	
選任年月日	年 月 日		
参考事項			

年 月 日

学校名  
校長



佐賀県教育委員会教育長 様

- 備考
- 1 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。  
開業している場合は、その旨記入すること。
  - 2 医師免許証の写しを添付すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第4号(第8条関係) 略 <u>平成</u> 年 月 日 略	様式第4号(第8条関係) 略 年 月 日 略

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。